

ダイジェスト版 東海村男女共同参画推進条例

村が行う具体的な取組

- 東海村男女共同参画行動計画(レインボー・ビジョン21)を5年毎に分析評価して、策定します。(第9条)
- 男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、積極的に改善されるよう努めます。(第10条)
- 男女共同参画の推進に関して、村民・事業者・教育関係者の理解が深められるよう広報活動や学習する機会を提供します。(第13条)
- 男女共同参画に関する情報の収集及び分析を行うとともに村民・事業者・教育関係者に公表します。(第14条)



男女共同参画推進委員会の設置 (第15条)

村長の諮問に応じ、行動計画その他男女共同参画に関する重要な事項について調査審議します。

男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を調査し、村長に意見を述べることができます。

委員は、男女いずれも同数を原則とします。

※「東海村男女共同参画推進条例のあらまし」は、東海村中央公民館及び各コミュニティセンターに設置してあります。また、東海村ホームページ(<http://www.vill.tokai.ibaraki.jp/>)で御覧いただけます。



東海村総務部自治推進課

〒319-1192 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号
TEL 029-282-1711 FAX 029-287-0317
E-mail jitisuisin@vill.tokai.ibaraki.jp

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国においては、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准をはじめ、男女共同参画社会基本法を制定するなどの法整備が進められ、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組がなされてきた。

本村においては、平成13年3月に東海村男女共同参画行動計画(レインボー・ビジョン21)を策定するとともに男女共同参画住民意識調査を実施するなど、村民との協働による男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に進めてきた。

しかしながら、伝統や慣習の中には、性別による固定的な役割分担意識が根強く残っているものがあり、真の男女共同参画社会の実現にはまだ多くの課題が残されている。

また、本村の住民自治の推進と村民との協働によるまちづくりを進めていくためには、男女が互いに人権を尊重し、社会のあらゆる分野において、その個性と能力を十分に発揮される機会が確保され、対等に責任を分かち合うことができる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっている。

ここに私たちは、一人一人が個性豊かにいきいきと暮らすことができ、互いに自己実現を図ることができる男女共同参画社会の実現を目指し、村、村民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにして男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

(前文)

平成19年4月1日から、

東海村男女共同参画推進条例が施行されました

I

男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。

II

男女が、自己の意思と責任に基づき多様な生き方を選択することができるように配慮されること。

V

男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われること。

基本理念

(第3条)

IV

男女が、家庭、学校、地域、職域その他のあらゆる分野に参画し、責任を分かち合うこと。

III

男女が、社会の対等な構成員として施策及び方針の立案・決定に参画する機会が確保されること。

男女共同参画社会の実現のために

村、村民、事業者、教育関係者の責務を定めました

村

(第4条)

村が進めるすべての施策に男女共同参画の視点を導入するとともに基本理念に基づく施策を実施します。

村民

(第5条)

男女共同参画に関する理解を深め、家庭・学校・地域・職域その他のあらゆる分野において男女共同参画を推進します。村が実施する施策に協力します。

事業者

(第6条)

事業活動において男女が共同して参画する体制の整備に積極的に取り組みます。村が実施する施策に協力します。

教育関係者

(第7条)

教育が、男女共同参画の推進に果たす役割の重要性を踏まえ、基本理念に配慮した教育を行います。

性別による権利侵害の禁止 (第8条)

●性別による差別的な取扱い

●セクシュアル・ハラスメント

●ドメスティック・バイオレンス

禁止
します

セクシュアル・ハラスメントとは

- 性的な言動により相手方の生活環境を害すること。
- 性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えること。

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは

- 配偶者・配偶者であった者・パートナーその他親密な関係にあるものに対する身体的、性的、精神的又は経済的暴力をいう。

村が次のような苦情・相談等の申出を受けたときは、適切に対応します (第11条)

- 村が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に対する苦情等
- 男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害されたことに対する苦情等

自治推進課

DV等の相談は、村民相談室で受け付けています。

ひとりで悩まないで相談してください。

茨城県婦人相談所

Tel. 029-221-4166
平日 9:00～21:00
休日 9:00～17:00
(年末年始を除く)

水戸地方法務局

(女性の人権ホットライン)
Tel. 0570-070-810
平日 8:30～17:15
(祝祭日、年末年始を除く)

茨城県警察本部

性犯罪被害相談(勇気の電話)
Tel. 029-301-0278
平日 8:30～17:30
(祝祭日、年末年始を除く)